

地域包括支援センターの運営状況について

地域包括支援センターは、本市からの委託料（固定分、実績加算分及び介護予防ケアマネジメントにおける報酬）と指定介護予防支援事業者としての介護報酬により運営されている。

1 令和3年度における委託料

(1) 固定分

① 基本事業費

配置すべき職員数により下記の金額を支払う。

3人配置…16,696,430円 / 4人配置…20,696,430円 / 2.5人配置…14,171,430円

② 機能強化事業費

設置運営事業の必要人員の他に生活支援コーディネーター（兼 認知症地域支援推進員）1名を配置することにより、5,275,000円の委託料を支払う。

(2) 実績加算分

センターが実施した事業につき、実績加算として下記のとおり加算する。

- ① 高齢者等実態把握調査費：1件当たり2,700円
- ② 介護予防教室事業費：1回当たり31,429円（年20回上限）
- ③ 体制整備加算分^(※)：職員配置の基準、配置職員数に応じて下表の金額

基本配置人数		
3名	4名	2.5名

体制整備加算の算定対象となる配置職員数		
4.0人以上	5.0人以上	3.5人以上

加配職員数	1箇月当たりの加算額		
	加算なし	加算なし	加算なし
0.5人	加算なし	加算なし	加算なし
1人	66,675円	25,000円	87,500円
1.5人	162,525円	120,850円	183,350円
2人	258,375円	216,700円	279,200円
2.5人	354,225円	312,550円	375,050円
3人	450,075円	408,400円	470,900円
3.5人	545,925円	504,250円	566,750円
4人	641,775円	600,100円	662,600円
4.5人	737,625円	695,950円	758,450円
5人	833,475円	791,800円	854,300円

(※) 令和3年度より、三職種が相談支援業務等に必要の時間をかけられるようにするため、職員が管理するケアプランの件数に上限を設けている。当該上限設定を超える分について職員の増員により対応を図るセンターに対しての財政的支援を目的とする。

- ④ 地域ケア会議事業費：包括圏域会議 1 回あたり 10,000 円（年 5 回上限）
- ⑤ 事務所賃料：センターの業務運営に当たり事務所を賃借している場合等に、賃料の年額の 2/3 又は年額 100 万円のいずれか低い方（法人所有の建物を使用する場合は対象外）

(3) 介護予防ケアマネジメント事業費

要支援者及び豊齢力チェックリストにより事業対象者と判定された方に対し、介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という。）のサービス利用等に係るケアマネジメントを行った場合、438 単位／月（4,563 円）が総合事業から支給される。また、新規に介護予防ケアマネジメントを行った場合や、指定居宅介護支援事業所に委託する際に連携を図った場合は加算が算定される。

2 指定介護予防支援事業者としての報酬

要支援者に対し、介護予防支援を行った場合、介護報酬として 438 単位／月（4,563 円）が算定される。また、新規に介護予防支援を行った場合や、指定居宅介護支援事業所に委託する際に連携を図った場合は加算が算定される。

地域包括支援センター設置運営における収入イメージ図

